

地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略) (勤務条件の明示) 第 7 条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、<u>雇用条件通知書 (第 12 号様式)</u> を交付するものとする。</p> <p><u>(1) (削除)</u> <u>(2) (削除)</u> <u>(3) (削除)</u> <u>(4) (削除)</u> <u>(5) (削除)</u></p> <p><u>2 前項で規定する雇用条件通知書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u> <u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u> <u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u> <u>(4) 給与 (退職手当を含む。) の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u> <u>(5) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(略) (勤務条件の明示) 第 7 条 職員として採用しようとする者には、その採用に際して、<u>次の各号に掲げる事項を記載した文書を</u>交付するものとする。</p> <p><u>(1) 労働契約の期間に関する事項</u> <u>(2) 勤務の場所及び従事すべき業務に関する事項</u> <u>(3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに職員を 2 組以上に分けて勤務させる場合における勤務時転換に関する事項</u> <u>(4) 給与 (退職手当、臨時に支払われる給与、期末手当、勤勉手当及びその他これらに準ずる給与を除く。) の決定、計算及び支払の方法、給与の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項</u> <u>(5) 退職に関する事項 (解雇の事由を含む。)</u></p> <p>(新規)</p>	<p>【第 7 条】 ・雇用条件通知書の規定</p>

新		旧	改正理由等
第12号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）		(新規)	【第12号様式】 ・雇用条件通知書の規定
雇用条件通知書			
_____ 殿 _____ 年 月 日 事業所名称・所在地 使用者職・氏名			
契約期間	期間の定めの有無 無		
勤務場所	(採用時) (変更の範囲)		
従事すべき業務の内容	(採用時) (変更の範囲)		
始業、終業の時刻等	1 始業及び終業の時刻 始業 _____ 時 _____ 分 終業 _____ 時 _____ 分（時間 分/日） 2 休憩時間 _____ 時から _____ 時 3 時間外勤務の有無 ※ 特別の勤務に従事する職員又は勤務の性質上、1及び2により難い職員の勤務時間の割振り及び休憩時間については、就業規則の規定による。		
勤務時間を割り振らない日	就業規則の規定による。		
休暇	就業規則の規定による。		
給与	1 給料 人事異動通知書の給料表、級号給により支給。 2 賞与 有（給与に関する規程に基づき支給。） 3 賞与以外の手当等 給与に関する規程に基づき支給。 4 締切日 毎月末（退職日が属する月は退職日。） 5 給与の支給方法（支給日を含む） 給与に関する規程に基づき支給。 6 昇給 就業規則の規定による。 7 退職手当 就業規則の規定による。		
退職に関する事項	1 定年制 有（就業規則の規定による。） 2 継続雇用制度 有（就業規則の規定による。） 3 自己都合退職の手続 就業規則の規定による。 4 解雇の事由及び手続 就業規則の規定による。		
その他	1 社会保険の加入 共済年金 健康保険（地方職員共済組合） その他（ _____ ） ※ ただし、雇用条件等により加入できる社会保険が異なります。 2 雇用保険の適用 有 3 安全衛生 就業規則の規定による。 4 研修 就業規則の規定による。 5 災害補償 就業規則の規定による。 6 表彰及び懲戒 就業規則の規定による。 7 休業 就業規則の規定による。 8 適用される就業規則 地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則及びこれに附属する規程 ※ 就業規則等及び事務分担表は、事務局において閲覧できます。		